



子育て世帯を応援するため、 新しい支援制度が始まります！

国事業

妊娠&出産した方に**10万円**を給付します

ごうど出産・子育て応援金
(国の出産・子育て応援給付金)

事業費：1,200万円

子育て世帯の経済的負担軽減のため、妊娠届出をされた妊婦1人につき5万円、出生届出をされた養育者の方に子ども1人につき5万円を給付します。

この給付は、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの保健師等が寄り添う支援（訪問・面談等の相談支援）と一体的に行います。

ばら菜っこ出産応援金（妊婦1人に対して**5万円**）



対象者 ①令和4年4月1日以降に妊娠届出をされた妊婦の方
②令和4年3月31日以前に妊娠し、令和4年4月以降に出産した方

給付要件 妊娠届出時（母子健康手帳交付時等）に面談をされた方

申請書 妊娠届出時にお渡しします。

申請期限 原則、出産されるまでに申請してください。

すくすく子育て応援金（子ども1人に対して**5万円**）



対象者 令和4年4月1日以降に出生した子を養育する方（原則母又は父）

給付要件 出生届出後に面談をされた方

申請書 出生届出時にお渡しします。

※生後2か月頃までに保健師等が面談し、申請受付させていただきます。

申請期限 原則、生後4か月頃までに申請してください。

令和4年4月1日～令和5年1月18日に妊娠届出及び出生届出をされた方の申請方法

上記応援金の対象となる方のうち、令和4年4月1日～令和5年1月18日に妊娠届出及び出生届出をされた方には申請書等をお送りします。添付書類と併せてご提出ください。

提出書類 ①申請書及びアンケート ②振込口座がわかるもの（通帳の写し等）
③本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）

提出先 保健センター（持参または郵送）

申請期限 申請書の送付から3か月以内